

器具又は容器包装の用途別規格

4 乳等の容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造方法の基準

(1) 牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分無調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、クリーム、調製液状乳、発酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料の容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造方法の基準

1. 牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳及びクリームの販売用の容器包装(1/2)

a ガラス瓶						
項目		規格値		溶出条件	料金 (税別・円)	検体必要量
外観及び口内径		無着色、透明、口内径26 mm以上		—	1,000	1個
b 合成樹脂 ^{※1} 製容器包装及び合成樹脂加工紙 ^{※2} 製容器包装						
① 次の試験に適合すること						
項目		規格値		溶出条件	料金 (税別・円)	検体必要量
溶出試験	(イ) 重金属	比較標準液の呈する色より濃くはならない(1 µg/mL以下)		4%酢酸60°C30分	3,000	75cm ²
	(ロ) 蒸発残留物	【クリーム用以外】15 µg/mL以下		4%酢酸60°C30分	4,500	450cm ² /溶媒
		【クリーム用】PET以外:75 µg/mL以下 PET:15 µg/mL以下		ヘプタン25°C1時間	7,000	
	(ハ) 過マンガン酸カリウム消費量	5 µg/mL以下		水60°C30分	4,000	250cm ²
	(ニ) アンチモン(PETのみ)	0.025 µg/mL以下		4%酢酸60°C30分	7,500	75cm ²
(ホ) ゲルマニウム(PETのみ)	0.05 µg/mL以下		4%酢酸60°C30分	7,500		
② 次の試験に適合すること						
項目		規格値			料金 (税別・円)	検体必要量
物性試験	イ 破裂強度 ^{※3※4}	内容量	常温保存可能品以外	常温保存可能品	4,000	10×10cm以上 5枚
		300 mL以下	196 kPa以上	392 kPa以上		
		300 mLを超える	490 kPa以上	785 kPa以上		
	ロ 突き刺し強度(PETのみ) ^{※4}	10 N以上			4,000	3×3cm以上 5枚
ハ 封かん	破損又は空気漏れがないこと			4,500	密封した容器 (内容物入り可) 3個	
ニ ピンホール	ピンホールを認めてはならない			3,500	密封した容器又は 液体が満たせる形状 (内容物入り可) 2個	
③ 内容物に直接接触する部分はPE、LLDPE又はPETであること						
④ 内容物に直接接触する部分に使用する合成樹脂には添加剤を使用してはならない。 ただし、内容物に直接接触する部分にPE又はLLDPEを使用する場合であって、次のいずれかに該当する場合には、その限度においてこの限りではない。 イ) 合成樹脂1kgに対しステアリン酸カルシウムを2.5g以下又はグリセリン脂肪酸エステルを0.3g以下使用する場合 ロ) 内容物に直接接触する部分に二酸化チタンを使用する場合						
⑤ 内容物に直接接触する部分に使用するPE及びLLDPEは次の試験に適合すること						
項目		規格値		溶出条件	料金 (税別・円)	検体必要量
材質試験	イ ヘキサン抽出物	2.6 %以下		—	9,000	7g
	ロ キシレン可溶物	11.3 %以下		—	11,000	12g
	ハ ヒ素	標準色より濃くはならない(2 µg/g以下)		—	6,500	3g
	ニ 重金属	比較標準液の呈する色より濃くはならない(20 µg/g以下)		—	5,000	5g
⑥ 内容物に直接接触する部分に使用するPETは次の試験に適合すること						
項目		規格値		溶出条件	料金 (税別・円)	検体必要量
材質試験	カドミウム及び鉛	標準溶液の吸光度より大きくてはならない (100 µg/g以下)		—	11,000	3g
⑦ 常温保存可能品の容器包装にあつては、遮光性を有し、かつ、気体透過性のないこと						

※1 牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳及びクリームの販売用容器包装において「合成樹脂」とは、PE(ポリエチレン)、LLDPE(エチレン・1-アルケン共重合樹脂)、PA(ポリアミド)、PP(ポリプロピレン)又はPET(ポリエチレンテレフタレート)をいう。

※2 牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳及びクリームの販売用容器包装において「合成樹脂加工紙」とは、PE加工紙、LLDPE加工紙又はPET加工紙をいう。

※3 合成樹脂及び合成樹脂加工紙を用いた部分のそれぞれの中央部分を切り取ったものを試料とする。

※4 PETを使用した容器包装及びPET加工紙製容器包装は破裂強度及び突き刺し強度においてはいずれかでよい。

(参考) エチレン・1-アルケン共重合樹脂は、エチレンに1-アルケン(α-オレフィン)を数%重合させてもので、通常「直鎖状低密度ポリエチレン(linear low density polyethylene:LLDPE)」と呼ばれる。

4-(1)-1. 牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳及びクリームの販売用の容器包装(2/2)

c 金属缶 ^{※5}					
① 次の試験に適合すること					
項目		規格値	溶出条件	料金 (税別・円)	検体必要量
溶出試験	イ ヒ素	標準液より濃くてはならない(0.1 µg/mL以下)	4%酢酸60°C30分	6,500	150cm ²
	ロ 重金属	比較標準液の呈する色より濃くてはならない(1 µg/mL以下)	4%酢酸60°C30分	3,000	
	ハ 蒸発残留物 ^{※6}	15 µg/mL以下	4%酢酸60°C30分	4,500	450cm ²
	ニ 過マンガン酸カリウム消費量 ^{※6}	5 µg/mL以下	水60°C30分	4,000	250cm ²
	ホ フェノール ^{※6}	標準溶液の吸光度より大きくてはならない (5 µg/mL以下)	水60°C30分	5,500	150cm ²
	ヘ ホルムアルデヒド ^{※6}	対照液の呈する色より濃くてはならない(約 4 µg/mL以下)	水60°C30分	6,000	
② 内容物に直接接触する部分に使用する合成樹脂は、次の試験に適合すること					
項目		規格値	溶出条件	料金 (税別・円)	検体必要量
材質試験	イ カドミウム及び鉛	標準溶液の吸光度より大きくてはならない (100 µg/g以下)	—	11,000	3g
	ロ ジブチルスズ化合物 ^{※7}	標準溶液のピーク面積より大きくてはならない (50 µg/g以下)	—	20,000	3g
	ハ クレゾールリン酸エステル ^{※7}	標準溶液のピーク面積より大きくてはならない (1 mg/g以下)	—	17,000	3g
	ニ 塩化ビニル ^{※7}	標準溶液のピーク面積より大きくてはならない (1 µg/g以下)	—	17,000	2g
d 組合せ容器包装 ^{※8}					
① 次の試験に適合すること					
項目		規格値	溶出条件	料金 (税別・円)	検体必要量
物性試験	イ 封かん	破損又は空気漏れがないこと	—	4,500	密封した容器 (内容物入り可) 3個
	ロ ピンホール	ピンホールを認めてはならない	—	3,500	密封した容器又は 液体が満たせる形状 (内容物入り可) 2個
② 合成樹脂及び合成樹脂加工紙は次の試験に適合するものであること(封かん、ピンホール及び常温保存可能品に係る規格を除く)					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 1-bの①～⑥(ただし、封かん及びピンホールを除く) 金属はcに規定する金属缶の規格または基準に適合すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 1-cの①及び② 					
③ 常温保存可能品の容器包装にあつては、遮光性を有し、かつ、気体透過性のないこと					

※5 牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、部分脱脂乳、脱脂乳、加工乳及びクリームの販売用容器包装において、「金属缶」とは、クリームの容器として使用するものに限る。

※6 内容物に直接接触する部分に合成樹脂を使用したものに限る。

※7 内容物に直接接触する部分にPVC(ポリ塩化ビニル樹脂)を使用したものに限る。

※8 「組合せ容器包装」とは、

- ・ 牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分無調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、及び加工乳にあつては合成樹脂及び合成樹脂加工紙を用いる容器包装をいう。
- ・ クリームにあつては合成樹脂、合成樹脂加工紙、又は金属のうち二以上を用いる容器包装をいう。